

# 訴 状

2023年（令和5年）12月6日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 鈴木 雅 子 外

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

帰化不許可処分無効確認請求事件

訴訟物の額 金1,600,000円

貼用印紙額 金13,000円

## 請求の趣旨

- 1 処分行政庁が令和2年1月30日付けで原告に対してした帰化許可申請についての不許可処分は無効であることを確認する。
  - 2 法務大臣は、原告に対し、帰化を許可せよ。
  - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

## 第1 当事者

原告は、2013年10月8日、日本に入国し、2013年10月25日付で難民認定申請を行い、2015年10月22日付で、難民認定手続の結果、難民認定処分を受けた難民である。

原告は、難民認定を受けた際、原告は、在留資格未取得外国人であったため、出入国管理及び難民認定法61条の2の2第2項による在留特別許可を受け、定住者5年の在留資格を得た。

原告は、2021年3月4日、永住許可を受け、現在に至るまで永住者の在留資格を有して日本に居住している。

原告は、現在、[REDACTED]博士後期課程（国際関係学専攻）に、極めて優秀な成績で在籍し、また、同大学院で助手（研究／ティーチング）をしている。

## 第2 本件処分の存在

原告は、2018年5月2日、帰化許可申請を行った（以下「第1申請という」。

帰化申請の実務においては、まず帰化の相談を受け付け、担当者が帰化の要件を満たさないと考えられる場合には、帰化申請を勧めないという実務が広く行われているところ、東京法務局の担当者は、国籍法第5条1項1号が「引き続き五年以上日本に住所を有すること」を帰化の要件としており、原告については、上記在留特別許可時点から起算すると帰化申請に対する処分時までに上記要件を満たさないとして、原告の帰化申請につき、上記国籍法5条1項の要件を満たさないとして受理することに消極的であった。しかしながら、原告は、難民条約34条、日本の条約誠実遵守義務（憲法98条2項）、及び、原告の状況からすれば在留資格を得る前から日本に住所を有していたとみなすべきであるとする意見書とあわせ、帰化申請を行った。

同申請は2020年1月20日付で不許可処分がなされた（以下、「第1不許可処分」という。）。不許可処分については、理由は明らかにされないが、上記事情、及び、原告は、帰化申請手続の一環として2018年10月5日に日本語テストを受けた際、その場で採点を行った担当職員から、日本語テストはよくできていたが、居住期間が5年に満たないので不許可となる見込みである旨説明されたことからすると、第1不許可処分の理由は、国籍法5条1項の要件を満たさなかったことにあると考えられる。

なお、原告は、2021年1月25日、再度の帰化申請を行ったが（以下、「第2申請」という。）、同申請も、2022年10月25日付で不許可処分がなされた（以下、「第2不許可処分」という。）。

### 第3 難民条約と帰化

#### 1 難民条約34条

日本は、1981年に難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書（以下、あわせて「難民条約」という。）に加入し、1982年1月1日、日本について効力を生じた。

難民条約34条は、「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。締約国は、特に、帰化の手続が迅速に行われるようにするため並びにこの手続にかかる手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う。」と定めている。

同条第1文は、日本語訳では「容易なものとする」とされているが、原文（英語）は、“The Contracting States shall as far as possible facilitate the assimilation and naturalization of refugees.”であるところ、法律文書で「shall」が用いられる場合、義務的であることを意味する。

#### 2 日本の国籍法は条約適合的に解釈する必要があること

被告は、上記のとおり、難民条約に加入し、同条約が1982年に我が国

について発効したことに伴い、従来の出入国管理法令を改正し、新たに難民認定制度を導入するとともに、法律の名称も「出入国管理及び難民認定法（入管法）」と改称した。また、難民条約及び議定書の諸規定を国内で実施するため、社会保障関係法令（国民年金法、児童扶養手当法等）から国籍要件を撤廃するなどの法整備を行った。

他方、難民条約34条の規定を国内で実施するための国籍法の見直しは何ら行われなかった。出入国在留管理庁による難民認定制度の説明においても、難民の認定を受けた外国人が享受できる権利又は利益について説明されているが、そこでも、帰化については触れられていない。

もっとも、条約は法律の上位法であり、難民条約が34条において帰化について定めている以上、国籍法のうち、帰化に関する部分は、難民条約に適合するように解釈する必要がある。

#### 第4 第1不許可処分の違法性

##### 1 第1不許可処分の理由が居住要件にあると考えられること

帰化の不許可処分の理由は明らかにされないものの、第2で述べたとおり、法務大臣は、原告が、難民認定処分を受ける前は在留資格を有しておらず、難民認定処分を受けて定住者の在留資格を得てから5年を経過していなかったこと、帰化相談時や日本語テスト実施時の担当者の言動から、国籍法上の居住要件を満たさないとして第1不許可処分を行ったものと考えられる。

##### 2 原告は、第1不許可処分時、居住要件を満たしていたこと

###### (1) 「住所」の意味

住所とは、一般的に、「生活の本拠」とされる。日本国籍を持たない者の場合の「住所」の判断につき、在留資格を有しない者が国民健康保険法5条（当時）の「住所を有する者」に当たるか否かが問題となった事件において、最高裁は、以下のように判示している（平成16年1月15日最一小判民集5

8巻1号226頁)。

「外国人が法5条所定の『住所を有する者』に該当するかどうかを判断する際には、当該外国人が在留資格を有するかどうか、その者の有する在留資格及び在留期間がどのようなものであるかが重要な考慮要素となるものというべきである。そして、在留資格を有しない外国人は、入管法上、退去強制の対象とされているため、その居住関係は不安定なものとなりやすく、将来にわたって国内に安定した居住関係を継続的に維持し得る可能性も低いのであるから、在留資格を有しない外国人が法5条所定の「住所を有する者」に該当するというためには、単に市町村の区域内に居住しているという事実だけでは足りず、少なくとも、当該外国人が、当該市町村を居住地とする外国人登録をして、入管法50条所定の在留特別許可を求めており、入国の経緯、入国時の在留資格の有無及び在留期間、その後における在留資格の更新又は変更の経緯、配偶者や子の有無及びその国籍等を含む家族に関する事情、我が国における滞在期間、生活状況等に照らし、当該市町村の区域内で安定した生活を継続的に営み、将来にわたってこれを維持し続ける蓋然性が高いと認められることが必要であると解するのが相当である。」

このように、日本国籍を持たない者が在留資格を有しない場合にも日本に住所を有することはありうる。とりわけ、難民の場合には、難民条約34条の適用を受けるから、難民の帰化をできる限り容易とするとの要請を踏まえて、要件の解釈を行うことが求められる。

(2) 原告は、難民認定申請後、日本に住所を有する者であったこと

ア 原告は、2013年10月8日に入国し、2013年10月25日に難民認定申請を行い、第1申請時には、既に難民認定を受けていたものである。すなわち、原告が、難民であって、国籍国から保護を受けられず、帰国することもできないものであることは、この時点で処分庁により確認されていた。

加えて、難民認定行為は、事実の確認行為であることについて争いがない。

つまり、原告は、難民認定申請をした当時から難民であって、国籍国から保護を受けられず、帰国することもできない者であったのであり、このことが、難民認定処分によって確認されるに過ぎない。

なお、原告が在留期間徒過後に難民認定申請を行ったことは、原告の責めに帰すべからざる事情であり、かつ、やむを得なかったものであり、その事情も、第1申請にあたって提出された意見書により、処分庁の知るところとなっていた。

イ 以上からすれば、上記最判の示す規範にあてはめれば、原告は、2013年10月25日に難民認定申請を行っており、この時点以降、日本において生活を継続的に営み、将来にわたってこれを維持し続けることが見込まれたことが、少なくとも難民認定処分を経た後である第1不許可処分時点では明らかとなっていたものであった。

以上のとおり、原告は、第1不許可処分時に、難民認定申請時から起算して既に6年以上が経過しており、難民条約34条の趣旨や難民認定行為の性質を踏まえれば、既に「引き続き5年以上住所を有する者」にあたり、居住要件を満たす者として扱われるべきことが明らかであった。

### 3 本件不許可処分の違法性

以上のとおり、第1申請においては、原告は、その居住要件を含め、国籍法上の帰化要件を満たすに至っていた。

しかるに、法務大臣は、原告につき、国籍法上の帰化要件を満たさないと誤認して第1不許可処分を行ったものであるから、本件不許可処分は裁量権の逸脱・濫用が認められ、違法である。

## 第5 第1不許可処分が無効であること

以上述べたところから、第1不許可処分は違法であり、「日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保

障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」であって、「我が国において基本的人権の保障等を受ける上で重大な意味を持つもの」（最大判平成20年6月4日集民第228号101頁）であること、日本は難民条約の締約国であり、帰化処分の処分権者は難民認定権者と同じ法務大臣であるところ、原告が難民であることや難民条約34条や難民認定行為の性質を踏まえて居住要件を判断すべきであることは明らかであったから、その判断には重大かつ明白な違法が認められる。

よって、第1不許可処分は無効である。

## 第6 難民認定処分の義務付け

すでに述べたとおり、法務大臣は、原告に対し、帰化処分をすべきであったから、法務大臣は、原告に対し、帰化を許可せよとの裁判を求める。

## 第7 まとめ

以上の次第であるので、原告は、請求の趣旨記載のと通りの判決を求める。

以上

## 添 付 書 類

- |         |     |
|---------|-----|
| 1 訴訟委任状 | 1 通 |
|---------|-----|

## 当事者目録

〒

原告

〒104-0061

東京都中央区銀座2-6-8 日本生命銀座ビル8階

銀座プライム法律事務所

上記訴訟代理人弁護士 関 聡介

電話 03-3535-7333

FAX 03-3535-7336

〒162-0842

東京都新宿区市谷砂土原町2-2 木原造林市谷ビル2階

いずみ橋法律事務所（送達場所）

同 鈴木 雅子

電話 03-5946-8515

FAX 03-5946-8516

〒162-0842

東京都新宿区市谷砂土原町2-2 木原造林市谷ビル2階

いずみ橋法律事務所

同 小田川 綾音

電話 03-5946-8515



FAX 03-5946-8516

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-9-5 新宿御苑さくらビル3階

東京中央法律事務所

同 高見 智恵子

電話 03-3353-1911

FAX 03-3353-3420

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

上記代表者 法務大臣 小泉 龍司

処分行政庁 法務大臣